

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和6年6月10日開会

熊本県南小国町

令和6年度南小国町農業委員会6月総会

開催日時 令和6年6月10日（月）午後4時00分から4時30分

開催場所 南小国町役場 別館会議室

会議録署名委員（2番委員、4番委員）

日程

1. 議案第 7号 農地法第3条（委員会）
2. 議案第 8号 基盤強化法等改正法附則第5条
（農用地利用集積計画の公告）
3. 議案第 号 その他

出席委員（8名）

1番 藤 堂 伸 二 委員	2番 北 里 昌 嗣 委員
3番 河 津 篤 委員	4番 穴 井 堅 委員
5番 日 野 米 藏 委員	6番 河 津 博 文 委員
7番 甲 斐 義 隆 委員	8番 井 野 みゆき 委員

欠席委員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員（2名）

事務局 長 穴 井 康 治
事務局 野 口 駿 太 郎

○会長

皆さんこんにちは。

ただ今から、令和6年6月の農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を2番北里委員、4番穴井委員にお願い申し上げます。

議案第7号 農地法第3条（委員会）について

それでは、議案に移ってまいります。

1. 議案第7号 農地法第3条（委員会）について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。それでは事務局より説明させていただきます。

【議案第7号 農地法第3条（委員会）について詳細に説明】

申請番号 06-4 （権利）賃貸借権 （所在）○○○○○○○○番○。（登記地目・現況地目）共に田です。（面積）1,039㎡です。同じく○○○○番○。（登記地目・現況地目）共に田です。（面積）4,934㎡のうち2,715㎡です。同じく○○○○番。（登記地目・現況地目）共に田です。（面積）3,893㎡。合計、田3筆7,647㎡です。（貸付人）熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○番地。○○○○氏。（借受人）同じく○○○番地。○○○○氏。（申請事由）借受人経営規模拡大のため。（期間）につきましては令和6年7月1日より令和11年6月30日となっております。

この件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思います。

参考資料としまして、次のページに関係位置図、それから本日お配りしました3条現地確認写真をご覧くださいと思います。

次の資料で別にお配りしている農地法第3条関係許可審議票につきましては、事務局野口より説明いたします。

○事務局

事務局より説明いたします。当日配付資料をご覧ください。

【農地法第3条関係許可審議票について説明】

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは関係委員の方の説明をお願いいたします。

6番河津委員からお願いいたします。

○6番委員

はい。それでは今回の農地法第3条に係る利用権設定について、内容につきましては事務局からご説明がありましたので、私は現地の状況とそれから今後の利用についてお話ししたいと思います。

まず1番のですね大字○○○○○○○○-○。この位置はですね図面でもありませんとおり、○○の集会所の上にあります畜産農家であります○○○君の自宅の裏側にあります。現在の所はですねこれはまだ水稲は植わっておりません。水をまだ張っているというところなんです。今までが耕作の道路がですね狭くて中々○○○君以外では農機具が入りにくいということで、先々にはですね○○君のほうの牧草を作付けして牛の飼料等で利用したいというふうに申しておりました。

それから2番目の大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。全部でだいたい5反ほどありますけど、この内の2反7畝、これは〇〇集会所をこして〇〇〇〇を渡った右手の田んぼ。地図は1枚ですが3枚あります。この分を今まで〇〇〇〇君が作っておいりましたけれど、もう〇〇君も作れないということで〇〇〇〇君がですね耕作をして水稲を作付けしたいということで現在もう水稲は作付けしております。それから3番目の2436の3反8畝につきましてはその上流になります。丁度真ん中がですね〇〇の〇〇さんが耕作しておりまして、その上流側の3反8畝を〇〇〇〇君がですね〇〇〇〇君と利用権設定をしてから利用したいということで、今農業者がですね非常に高齢化になっておったり後継者が不足しておりますので、農地の荒廃を防ぐために〇〇君が農業に従事するというは大変に好ましいと思いますので皆様方のご審議方お願いします。以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございます。

それでは皆さんがたのご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

(1番委員手をあげる)

はい、1番藤堂委員お願いします。

○1番委員

はい。この件についてですけれども、確認ですけれども議案書のほうでは申請番号の横、権利のところでは賃貸借権となっておりますけれども当日配付資料の1番、申請者住所・氏名のところでは譲渡人、譲受人となっておりますけどこれって貸借ですよ。売り買い、売買ではないですよ。それに関連して、もし賃貸借ということであれば、今日も資料の方で農地の借地料情報をいただいておりますけれども、それに関する記載は何もないですけれども、それは無料というか、賃貸借料はゼロ円という認識でいいですか。

○会長

(6番委員手をあげる)

6番委員どうぞ。

○6番委員

一応農地に伴う申請書が役場に提出しておりますけど、これについてはですね年間反当たり5千5百円の耕作料を払うという契約になっております。

○1番委員

はい。わかりました。

○会長

はい。ありがとうございます。

他に皆さんからご意見等がありましたらお願いいたします。

(〇〇農地利用最適化推進委員手をあげる)

はい。〇〇委員からお願いします。

〇〇〇委員

譲受人は〇〇の〇〇じゃないですか。

○6番委員

〇〇の〇〇です。

〇〇〇委員

2番目の農作業従事要件150日満たすんですかね。

○会長

事務局からどうぞ。

○事務局

事務局から回答させていただきます。

こちらは申請者の方と確認をしまして、〇〇の〇〇とは別に土日の休みの日とか、後は時間外の夜・朝とかに作業を行うというふうに話をされてまして、それを合計した結

果 150 日というふうには、丸一日を丸々農作業される日は少ないかと思うんですけど、その 1 日のうちの朝・夜とかの合間合間の時間を設けての 150 日という計算になっております。

○事務局長

そうですね要するに 1 日のカウントはですね、通常で 7 時間とか 8 時間っていう計算じゃないものです。農作業従事日数は。以前からちょっとよく問題になりがちなんですけど、朝水見して夕方とか午後に畔切りしていただければ、もうそこは 1 日とカウントするべきところだっていうところで最終的な話になったところです。

まるっと 1 日 7 時間 8 時間農作業に従事して 1 日ってわけでもないというところですね、そういったところの判断はあったかと思えます。兼業農家っていうところで考えたときに、その考え方に至ったかと記憶しております。

以前からやはり私が 14・5 年前の農業委員会を担当してたときもちょっとこの案件とかがよく引っかかってたんですが、確かそのときに兼業農家、農地保全のためというのが大前提であるんですけど、そういったところにも賃貸借を含めた貸し借りで進めるためにも、農作業従事日数はある一定のラインを出すために 1 日数時間、2~3 時間でも携わっていけば 1 日とカウントすることを勧めましょうというところなんです。

〇〇君は実際〇〇〇にいるんですけど、朝田んぼに行ってきた業務に来て、夕方 5 時半には帰ってまた田んぼに行ってきた、というのはこれも 150 日はクリアしているかと思えます。

以上です。

○会長

他に何か皆さんからありましたらお願いします。

(1 番委員手をあげる)

1 番委員。

○1 番委員

すみません。今のに関連してですけど、150 日ってなっていますけど、この常時従事要件というのは年に何日以上従事していればオッケーという基準になっていたですかね。何か変更があったですよ。去年ぐらいに。

○事務局

事務局のほうからご説明いたします。

農作業常時従事要件ですね、下限日数とかそういうものは設定されていません。100 日を越えなければならないとかそういう決まりは法律的にもございませんので、そこは申請者が何日されるかというところで、こちらは記載しております。

○会長

(1 番委員手をあげる)

1 番委員。

○1 番委員

下限がないということであれば極端に言えば年に 10 日とか 15 日でも常時従事要件に該当すると。

○事務局長

それを進めるということで新規就農もし易くなる。どうしても農地法での貸借を進めるにはそういったところもあると思います。

以前が面積要件があったと思います。こちらでは 5 反ですね。5 反以上集めない農地を借りられないという制限があったときに、そこに付随して 150 日というラインがあったんです。150 日以上農業に従事しようといったときの名残が今まで残って、大

体 150 日を目安にするといったところはあるかと思ひます。ただ先ほど野口が言ったようにそれをクリアしないと借りられないのかということはないですね、農業に従事して農地保全を目指しましょうというのがひとつあるかと思ひます。

以上です。

○会長

他にございませんでしょうか。

(事務局手をあげる)

事務局どうぞ。

○事務局長

藤堂委員から指摘がありました当日配付資料の申請者のところす。失礼しました。消すところが間違っておりました。貸借すので賃貸人と賃借人といった方を残す形でした。所有権移転の場合が譲渡人・譲受人ということでございませんで、大変失礼しました。譲渡人・譲受人を消していただければと、よろしくお願ひします。

○会長

よろしいですか。

(はい。という声あり)

それでは賛成方の挙手をお願ひいたします。

(全員挙手)

はい。それでは全員賛成すので当委員会としまして許可をいたします。

議案第 8 号 基盤強化法等の一部を改正する法律

附則第 5 条 (農用地利用集積計画の公告)

続きまして、2. 議案第 8 号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条 (農用地利用集積計画の公告) について、事務局から説明をお願ひします。

○事務局長

はい。3 ページをお願ひいたします。

【議案第 8 号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条 (農用地利用集積計画の公告) について詳細に説明】

(権利種別) 賃借権設定です。申請番号 06-8 (所在) ○○○○○○○○○番○。(登記地目・現況地目) 共に田です。(面積) 1,901 ㎡。計、田 1 筆の 1,901 ㎡です。(利用権) は賃貸借権です。(貸付人) 熊本県阿蘇郡小国町大字○○○○○○番地○。○○○○氏。○○○○氏。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○番地。○○○○氏。(利用目的) 水稻。(借賃) 1 筆当たり 90kg です。(期間) につきましては令和 6 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日。再設定となっております。

続きまして、申請番号 06-9 (所在) ○○○○○○○○○番○。(登記地目・現況地目) 共に田です。(面積) 745 ㎡。同じく○○○○番○。(登記地目・現況地目) 共に田です。(面積) 1,815 ㎡です。同じく○○○○番○。(登記地目・現況地目) 共に田です。(面積) 1,048 ㎡。同じく○○○○番○。(登記地目・現況地目) 共に田です。(面積) 697 ㎡。合計、田 4 筆。4,305 ㎡です。(利用権) は賃貸借権です。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○番地。○○○○氏。(借受人) 同じく○○○○番地。○○○○氏。(利用目的) 水稻及び野菜です。(借賃) につきましては全筆で 10 万円と

なっております。(期間)につきましては令和6年4月1日から令和11年3月31日。再設定となっております。

次のページをお願いいたします。

申請番号 06-10 (所在)〇〇〇〇〇〇〇〇番〇。(登記地目・現況地目)共に田です。(面積)933㎡。計、田1筆933㎡です。(利用権)は賃貸借権です。(貸付人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏 代表相続人 〇〇〇〇氏。(借受人)同じく大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(利用目的)は野菜です。(借賃)全筆で1万円となっております。(期間)につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。再設定となっております。

続きまして申請番号 06-11 (所在)〇〇〇〇〇〇〇〇番〇。(登記地目・現況地目)共に田です。(面積)2,415㎡です。同じく〇〇〇〇番。(登記地目・現況地目)共に畑です。(面積)1,000㎡。計、田1筆2,415㎡。畑1筆1,000㎡。(利用権)につきましては賃貸借権です。(貸付人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(借受人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(利用目的)は水稻及び野菜です。(借賃)につきましては年間当たり90kgです。(期間)令和6年4月1日から令和11年3月31日です。再設定となっております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農用地利用集積計画について皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

(4番穴井委員手をあげる)

4番穴井委員

○4番委員

申請番号の06-10でございますが、貸付人のところの名前ですが〇〇〇〇氏ですね、その下に代表相続人で〇〇〇〇氏となっておりますがこれは、これが正しいですか。

○事務局

事務局からご説明いたします。

この地番は〇〇〇〇氏名義の農地で、〇〇〇〇さんがこちらの筆を実質管理されているということで〇〇〇〇さんが代表相続人というような表現でされているところです。

○4番委員

私がなんで尋ねたかと申しますとですね、〇〇〇〇さんという方は私が知っているところでは〇〇〇〇さんの奥さんではなかろうかという気がしますもんですから、だからおたずねしたんですが。これは間違いないですか。

○事務局

〇〇〇〇さんという方が同姓同名の方がお二人いらっしゃってですね、ですから事務局のほうでも確認が難しかったんですけど、〇〇〇〇さんという方は〇〇〇〇さんの曾祖母にあたる方かと思えます。

こちらは事務局のほうで再度確認を行いたいと思えます。

○会長

(1番委員手をあげる)

1番委員。

○1番委員

はい。申請番号06-9番。〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんに貸し付けるということです

けれども、賃借料のほうがですね全筆で10万円ということで面積からすると4,305㎡、4反3畝くらいですから反当たり直すと2万4千円弱くらいですかね。今日いただいた資料の最高額よりも更にまだ高い。これでご本人方が同意していればそれでかまわないんでしょうけれども、この数字は間違いないんですか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。そちらは事務局のほうも貸付人の方、借受人の方どちらにも確認をとってから10万円の方は間違いないということで、お話を聞いております。

以上です。

○会長

他にございませんでしょうか。

(○○農地利用最適化推進委員手をあげる)

はい。○○委員。

○○○委員

以前質問があつていけば失礼ですが、第7号議案と第8号議案ですね、同じ賃借なのになんでこういうふうに分かれるのかよく分からんとですけど、再設定で違うのか新規で違うのかそこ辺のところを説明してください。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。議案第7号に関しては農地法第3条というところで手続きを行っておりまして、議案第8号につきましては基盤強化法等を改正する法律に則って手続きを行っているんですけど、違いとしましては主に借受人の方によって農地法第3条で行うのか利用権設定で行うのか、というところで分かれてきております。

今回ですと分かりやすいところが、議案7号の方の借受人が今回、職業が○○○ということでして、農作業を中心に従事されていない方になっております。こちらにつきましては農地法3条はですね基本的に新規就農とか公務員の方、兼業の方等幅広い方が農地法の貸し借りとか所有権移転を出来ることになっております。そのかわり利用権設定につきましては借受人が基本的に農作業が主な方、例えば認定農業者の方とか農作業を中心に活動されている方が申請の手続きが出来まして、主な違いとしましては書類の準備の手数というかそこら辺が主な違いになっております。

利用権設定は紙が2枚で手続きが出来ると思いますが、農地法第3条につきましてはそのようないろいろな書類の準備が必要となってくるので、主な違いとしましては農作業を中心にされているのかということと、書類の手続きの違いが主な違いとなっております。

以上です。

○○○委員

要するに借受人が集積対象者たり得るかということで判断すれば良いということかな。

○事務局

そういうことも判断の一つには入っているかと思えます。

○○○委員

はい。わかりました。

○会長

他に何か皆さんからご意見等ございましたらお願いします。

よろしいですか

(はい。という声あり)

それでは採決に移ります。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

それでは全員賛成ですので、当委員会として決定したことを町へ通知します。

そ の 他

以上で議案の方は終わりましたが、皆さんからその他何かございましたらお願いいたします。

(ありません。の声あり)

それでは議案の方は以上で終わります。

これで6月の総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和6年 6月10日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 2 番 委 員

署 名 委 員 4 番 委 員

会 議 録 調 整 者 野 口 駿 太 郎

本 誌 表 紙 共 枚